

ド・ロさま基金・サポーター会員規約（法人）

【定義】

第1条

一般社団法人 ISHIZUE（以下当法人という）の使命および活動趣旨に賛同し、当法人を次の(ア)～(エ)の方法で継続的に支援する法人を法人会員（以下会員という）とする。

- (ア) 金銭の寄付
- (イ) 募金箱の設置
- (ウ) 当法人が販売する商品の購入
- (エ) その他、当法人と合意した支援方法

【会員の要件】

第2条

1. 会員になろうとする法人は、所定の用紙またはフォーム等による申込および手続きの上、当法人がこれを承認し、本条2に定める通り支払うことにより、サポーター会員（法人）となる。
2. 会員は承認を受けた後速やかに、1年分の会費（1口50,000円、1口以上）を支払う。
3. 会員資格の有効期間・会員資格の継続は次の(ア)～(ウ)の通りとする。
 - (ア) 会員は、会費を支払った日の属する月の翌月1日から1年間、会員の資格を保持する。
 - (イ) 会員は、期間満了前に会員を辞める旨の申出をしなければ、引き続き1年間、会員たる資格を保持し、その後も同様とする。この場合会員は、継続する1年毎に本条2の会費を支払う。
 - (ウ) 支払済みの会費はいかなる場合も返却しない。
4. 会員は、次の(ア)～(エ)の特典を受けることができる。
 - (ア) 年次報告書（年1回）、活動報告書（不定期）の送付
 - (イ) 当法人が関与するイベントの告知・案内
 - (ウ) 当該会員が自ら設営するホームページや印刷物において、以下(エ)の通り当法人の許諾を得たうえで、当法人の会員である旨を表示し、当法人のロゴを使用すること
 - (エ) 事前に掲載方法および用途等を相談し、当法人がその使用の態様について承諾すること

【寄付金等の用途】

第3条 会費は、本法人の事業ならびに法人の維持運営のために使用し、会員はその用途を指定することはできない。

【反社会的勢力の排除】

第4条

1. 会員になろうとする法人は、次の(ア)～(オ)に該当することを表明・保証し、かつ次の各号を遵守することを誓約する。
 - (ア) 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその

関係団体またはその構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経時的利益を追求する団体もしくはその構成員または個人)でないこと。

(イ) 主要な出資者、役職員または実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

(ウ) 反社会的勢力を利用しないこと。

(エ) 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと。

(オ) 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。

【会員資格の喪失】

第5条

会員は、次の(ア)～(オ)に該当するとき会員資格を失う。

(ア) 第2条(2)に定める会費を支払わなかったとき。

(イ) 第2条4項(ウ)に違反し、当法人の承諾を得ずにロゴを使用したとき。

(ウ) 第4条による表明・保証に違反したとき。

(エ) 当法人の社会的信用を毀損したとき。

(オ) その他、当法人が会員として不適格と認めたとき。

以上